

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成 16 年 8 月 31 日
【会社名】	日本輸送機株式会社
【英訳名】	NIPPON YUSOKI CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 裏 辻 俊 彦
【本店の所在の場所】	京都府長岡京市東神足 2 丁目 1 番 1 号
【電話番号】	075-951-7171
【事務連絡者氏名】	常務取締役 高 木 善 弘
【最寄りの連絡場所】	京都府長岡京市東神足 2 丁目 1 番 1 号
【電話番号】	075-951-7171
【事務連絡者氏名】	常務取締役 高 木 善 弘
【縦覧に供する場所】	日本輸送機株式会社 東京支店 (東京都品川区大崎 1 丁目 6 番 1 号 大崎ニューシティ 1 号館) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪府中央区北浜 1 丁目 6 番 10 号)

1【提出理由】

平成 16 年 8 月 31 日開催の当社取締役会において、スイス連邦を中心とする海外市場（アメリカ合衆国を除く。）において募集する 2008 年 9 月 19 日満期円貨建転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といい、その社債部分を「本社債」、その新株予約権部分を「本新株予約権」という。）の発行を決議いたしましたので、証券取引法第 24 条の 5 第 4 項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第 19 条第 1 項及び第 2 項第 1 号の規定に基づき、本臨時報告書を提出する次第であります。

2【報告内容】

(1) 銘柄

日本輸送機株式会社 2008 年 9 月 19 日満期円貨建転換社債型新株予約権付社債

(2) 発行価格

本社債額面金額の 100%。但し、本社債に付せられた本新株予約権の発行価額は無償とする。なお、本新株予約権付社債の引受価額は本社債額面金額の 100%、本新株予約権付社債の募集価格は本社債額面金額の 102.5% であって、これらの差額の総額は下記(16)記載の引受人の手取金となる。

(3) 発行価額の総額

2,000,000,000 円

(4) 券面額の総額

2,000,000,000 円

(5) 利率

利息は付さない。

(6) 償還期限

2008 年 9 月 19 日（スイス時間）

(7) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

(イ) 本新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とする。

(ロ) 本新株予約権付社債の所持人が本新株予約権を行使した場合に、発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を移転（以下、当社普通株式の発行又は移転を当社普通株式の「交付」という。）すべき当社普通株式の数は、当該本新株予約権付社債の所持人による本新株予約権の行使請求にかかる本社債の額面金額の合計額を下記(7)(ハ)により決定される転換価額で除した数とする。但し、本新株予約権行使の際に生じる 1 株未満の端数は切り捨て、現金調整は行わない。また、本新株予約権行使により単元未満株式が発生する場合、商法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算する。

(ハ) 本新株予約権の行使により交付すべき当社普通株式数を算出するための 1 株当たりの金額（以下「転換価額」という。）は以下のとおりとする。

() 転換価額

転換価額は、当初、当社の取締役社長が、当社取締役会の授権に基づき、本新株予約権付社債にかかる値決めの日（平成 16 年 8 月 31 日又は 9 月 1 日のいずれかの日とする。）の株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」という。）における当社普通株式の普通取引の終値の 105.0% 相当額以上 110.0% 相当額以下の範囲で、上記(2)記載の本社債の発行価額、本新株予約権の発行価額その他の当社取締役会の決議事項及び投資家の需要状況その他の市場動向を勘案して決定する。

() 転換価額の調整

転換価額は、当社が本新株予約権付社債発行後、当社普通株式の時価を下回る価額で新たに当社普通株式を交付する場合には、次の算式により調整される。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数} \times \text{1株当たり発行又は処分価額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

(なお、「既発行株式数」には当社が有する当社普通株式数は含まない。)

また、転換価額は、当社普通株式の分割又は併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付与されたものを含む。)の発行、その他本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合にも適宜調整される。但し、当社又は当社の子会社の取締役、監査役及び従業員に対するストックオプション・プランその他本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合には調整は行われない。

() 転換価額の修正

平成 17 年 9 月 7 日及び平成 18 年 9 月 7 日(日本時間、以下、それぞれ「決定日」という。)まで(同日を含む。)の各 10 連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値の 1 円未満の端数を切り上げた金額が、各決定日において有効な転換価額を 1 円以上下回る場合には、転換価額は平成 17 年 9 月 21 日及び平成 18 年 9 月 21 日(日本時間、以下、それぞれ「効力発生日」という。)以降、それぞれ上記の方法で計算された終値の平均値と同額(但し、計算の結果、最初の決定日現在の転換価額の 80% 未満となる場合、転換価額は最初の決定日現在の転換価額の 80% に当たる金額で 1 円未満を切り上げた金額とする。)に下方修正される。但し、各決定日(当日を除く。)から関連する各効力発生日(当日を含む。)までの期間に、上記(八)()に従い転換価額が調整された場合、上記修正転換価額は更に調整される。

(8) 新株予約権の総数

2,000 個

(9) 新株予約権の行使に際して払込をなすべき額

本新株予約権 1 個の行使に際して払込をなすべき額は、本社債の発行価額と同額とする。

(10) 新株予約権の行使期間

2004 年 10 月 5 日(ロンドン時間)から 2008 年 9 月 5 日の銀行営業終了時(ロンドン時間)まで。但し、当社が本社債を繰上償還する場合、当該償還日に先立つ 5 営業日目の日の銀行営業終了時(いずれもロンドン時間)までとする。また、当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合、期限の利益喪失時点で行使期間は終了する。上記いずれの場合も、2008 年 9 月 5 日より後に本新株予約権を行使することはできない。

(11) 新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

(12) 新株予約権の行使により株券を発行する場合の当該株券の発行価格のうちの資本組入額

本新株予約権の行使により発行する株式の発行価額中資本に組入れる額は、当該発行価額に 0.5 を乗じ、その結果、1 円未満の端数を生じるときはその端数を切り上げた額とする。

- (13) 代用払込に関する事項
本新株予約権を行使しようとする者の請求があるときは、当該本新株予約権にかかる本社債の全額の償還に代えて本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の払込がなされたものとし、かつ本新株予約権が行使された際には、かかる請求がなされたものとみなす。
- (14) 新株予約権の譲渡に関する事項
該当事項なし。
- (15) 発行方法
下記(16)記載の引受人の総額買取引受による募集。
- (16) 引受人の名称
Mitsubishi Securities International plc, London, Zurich Branch
- (17) 募集を行う地域
スイス連邦を中心とする海外市場（アメリカ合衆国を除く。）
- (18) 新規発行による手取金の額及び使途
- | | |
|------------------|-----------------|
| (イ) 新規発行による手取金の額 | |
| 発行総額 | 2,000,000,000 円 |
| 発行諸費用概算額 | 20,000,000 円 |
| 差引手取概算額 | 1,980,000,000 円 |
- (ロ) 手取金の使途
当社の借入金返済に充当する。
- (19) 新規発行年月日
2004年9月21日（スイス時間）
- (20) 当該有価証券を証券取引所に上場しようとする場合における当該証券取引所の名称
該当事項なし。
- (21) その他の事項
- | | |
|--------------------------------|---------|
| (イ) 本社債の担保又は保証 | |
| 該当事項なし。 | |
| (ロ) 2004年8月31日現在の発行済株式総数及び資本の額 | |
| 発行済株式総数 | 3,560万株 |
| 資本の額 | 17億8千万円 |

安定操作に関する事項
該当事項なし

以上